平成 25 年 6 月 27 日

各　　位

会 社 名　株式会社 有沢製作所
代表者名　代表取締役社長　有沢　三治
（コード番号：５２０８　　東証第一部）
問合せ先　取締役常務執行役員　飯塚　哲朗
（ＴＥＬ：０２５－５２４－７１０１）

取締役へのストック・オプション（新株予約権）の発行決議に関するお知らせ

平成 25 年 6 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定によりストック・オプション報酬として新株予約権の発行を、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値の向上を意識した業務執行の推進を目的とするものであります。

２．新株予約権の発行要領

(1)　新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役のうち最高経営執行責任者と、執行役員として業務執行にあたる者５名の、合計６名に付与する。

(2)　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式　80,000 株

当社は、発行する全部の株式の内容として会社法第 107 条第 1 項各号に掲げる事項を定款に定めていない。

(3)　新株予約権の総数

800 個　（各新株予約権の目的となる株式の数 100 株）

(4)　新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権の払込金額はストック・オプション等に関する会計基準に定める１株当たりの公正な評価単価に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、上記払込金額については会社法第 246 条 2 項の規定により、新株予約権者である取締役の当社に対する報酬請求権と相殺することとし、新株予約権の発行にあたり払込金額の払込を要しない。

(5)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権行使時に払込みすべき金額は、割当日において決定される１株当たりの払込金額に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。１株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の割当日の終値及びその日に先立つ終値の存する６直近日（割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値の存する７直近日）の単純平均値に 1.05 を乗じた金額とし１円未満は切り上げるものとする。ただし、その価額が割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）を下回る場合は、割当日

の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る金額で新株式の発行（ストック・オプションの権利行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6)　新株予約権の権利行使期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで

(7)　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社取締役もしくは当社定款第 28 条に定める顧問または相談役であることを要する。

②　権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

(8)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)　新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に付与義務を承継するときを除き、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10)　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。

(11)　新株予約権の割当日

平成 25 年 8 月 16 日

なお、現在未確定の「(4)　新株予約権の払込金額」、「(5)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「(8)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額」につきましては平成 25 年 8 月 16 日に確定次第ご報告いたします。

また、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 62 回定時株主総会において、報酬として年額 5,000 万円の範囲で、新株予約権の個数 1,000 個（各新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株）、目的となる株式は普通株式 100,000 株を 1 年間の上限として、新株予約権を付与できることが決議されておりますことをあわせてお知らせいたします。

以上